



地域経済活性化支援機構

News Release

平成28年9月7日
熊本県
株式会社地域経済活性化支援機構

～熊本県初の官民出資機構との包括的連携協定締結～

熊本県と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定について

熊本県と株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、「熊本県と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定」を締結しましたので、お知らせします。

1. 趣旨・目的

熊本県では、「くまもと復旧・復興有識者会議」での緊急提言を踏まえ、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定し、同プランの確実な実行により、一日も早い復旧・復興を推進しているところです。

また、機構は、5月10日に熊本事務所を開設し、7月29日には、熊本地震の被災者支援を目的とする2つのファンド、「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」を組成しております。

熊本県及び機構は、双方の取組みを連携及び協力の下に効果的に実施し、被災地の一日も早い復旧・復興、ひいては「創造的な復興」の推進に資する活動を積極的に行ってまいります。

加えて、適宜適切な情報交換及び意見交換を行いながら、具体的な復旧・復興に向けた施策を企画立案・共有することで、熊本地域の経済の活性化に寄与してまいります。

2. 当面の連携・協力事項

- (1) グループ補助金等を活用した被災企業への復旧・復興支援
- (2) 被災地への新規事業を試みる企業への支援
- (3) その他被災地の企業の復旧・復興支援

なお、上記以外の事項についても、随時実施する情報交換・意見交換を踏まえ、連携・協力可能な方策を追加検討していくこととしています。

【添付資料】熊本県と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定書

<お問い合わせ先>

熊本県 企画振興部 交通政策・情報局交通政策課 担当 内田
商工観光労働部 商工労働局商工振興金融課 担当 岩越
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
代表：TEL 096-383-1111(内線 3552・3553・5127) 直通：TEL 096-333-2164
096-333-2314

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル9階

企画調整室：TEL 03-6266-0304 地域活性化支援部：TEL 03-6266-0590

熊本県と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定書

平成28年熊本地震においては、熊本県熊本地方を中心として広い範囲で大きな被害が発生しており、多くの方の尊い命が失われた。特に、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、極めて甚大な被害が発生している。

現在、熊本県では、本年5月に開催した「くまもと復旧・復興有識者会議」での緊急提言を踏まえ、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定し、同プランの確実な実行により一日も早い復旧・復興を推進しているところである。

また、株式会社地域経済活性化支援機構では、被災地での復旧・復興を支援するため、本年5月に熊本事務所を開設するとともに、同7月には「熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合」及び「九州広域復興支援投資事業有限責任組合」の2ファンドを設立したところである。

以上より、熊本県（以下「甲」という。）と株式会社地域経済活性化支援機構（以下「乙」という。）とは、平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する乙の支援活動に関して、次のとおり協定する。

（目的）

- 第1条 本協定は、甲及び乙それぞれの取組みを双方の連携及び協力の下に実施していくことにより、被災地の一日も早い復旧・復興、ひいては「創造的な復興」の推進に資することを目的とする。
- 2 甲及び乙間の連携及び協力に当たっては、適宜適切な情報交換及び意見交換を行い、具体的な復旧・復興に向けた施策を企画立案・共有していくこととする。

（連携事項）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項に取り組むこととする。
- (1) グループ補助金等を活用した被災企業への復旧・復興支援
 - (2) 被災地への新規事業を試みる企業への支援
 - (3) その他被災地の企業の復旧・復興支援
- 2 本活動における具体的な内容については、甲乙間において適宜協議を行い定めるものとする。

（秘密の保持）

- 第3条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された情報については、第1条の目的のためにのみ使用することとし、相手方の許諾を事前に得ることなく他の目的に使用してはならない。
- 2 甲は、本協定に基づき提供された情報を秘密として保持し、相手方の許諾を得ることなく、自己の役職員、弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然に又は契約により守秘義務を負う者及び情報開示を求めることにつき法律上の権限を有する者を除き、第三者に開示し、又は漏えいしない。

- 3 乙は、本協定に基づき提供された情報を秘密として保持し、相手方の許諾を得ることなく、自己の役職員、弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然に又は契約により守秘義務を負う者、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。）第58条に規定する主務大臣及び情報開示を求めることにつき法律上の権限を有する者を除き、第三者に開示し、又は漏えいしない。
- 4 甲及び乙は、本協定が第7条に規定する有効期間の到来により効力を失った後も、乙が解散するまでの間、前3項の規定を順守する義務を負うものとする。

（費用負担）

第4条 別途甲乙間で合意がある場合を除き、連携事項に関する費用は、甲乙各々が負担するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（他団体との連携の許容）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙が甲以外の地方公共団体等と連携し、協力すること及び甲が乙以外の民間企業と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は本協定の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する1カ月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは有効期間終了から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年9月7日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫（署名）

乙 東京都千代田区大手町1丁目6番1号
株式会社地域経済活性化支援機構
代表取締役社長 今井 信義（署名）